# モデル定款イメージ

入力:商号定款

# 第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、(転記)商号と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 選択肢 or 入力:目的

※別検討(⇒別紙1へ)

〇. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を<mark>選択肢:本店所在地(〇県〇市〇区/東京都〇〇区)※最少行政</mark>区画) に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、選択肢:公告方法。

ープルダウンメニュー

選択肢1:官報に掲載してする

選択肢2:電子公告とする

選択肢3:〇〇(都道府県名)において発行する〇〇(新聞名)に掲載する方

法とする

選択肢4:…(全国紙・地方紙をリストアップ)

...

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、入力:株式総数 株とする。

(株券の選択肢:発行 or 不発行(※本条記載内容と連動))

第6条 当会社の株式については、選択肢:株式発行の有無。

ープルダウンメニュー

選択肢1:株券を発行しない選択肢2:株券を発行する

#### (株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

## (株主名簿記載事項の記載等の請求)

- 第8条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして 法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又 は記録することを請求することができる。

## (質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定 の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録 又は表示の抹消についても同様とする。

## (手数料)

第10条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

### (基準日)

- 第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時 に基準日を定めることができる。

## 第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

## (招集手続)

- 第13条 株主総会を招集するには、株主総会の日の選択肢:招集通知日 前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。
  - ープルダウンメニュー

選択肢 1:7日 選択肢 2:6日

...

選択肢7:1日

## (招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ代表取締役社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

## (決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を 行使することができる株主の議決権の<mark>選択肢:株主の割合</mark>を有する株主が出席し、出席 した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

# ープルダウンメニュー

選択肢 1:過半数

選択肢2:3分の2以上

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の個別記載事項:を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

- 第16条 株主が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、その代理人は1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(選任及び解任の方法)

- 第18条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の選択肢:株主の割合 をもって行う。
  - ープルダウンメニュー

選択肢1:過半数

選択肢2:3分の2以上

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第19条 取締役の任期は、選任後<mark>選択肢:任期</mark> 以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - ープルダウンメニュー

選択肢1:2年

選択肢2:3年

...

選択肢9:10年

2 補欠または増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期 の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

- 第20条 当会社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、<mark>選択</mark> <u>肢:代表取締役の選任方法</u>によってこれを定める。
  - ープルダウンメニュー

選択肢1:株主総会の決議

選択肢2:取締役の互選

- 2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。
- 3 当会社の業務執行は、代表取締役社長が統轄する。

(報酬及び退職慰労金)

第21条 取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第22条 当会社の事業年度は、毎年選択肢:事業年度 の年1期とする。

ープルダウンメニュー

選択肢1:1月1日から12月31日まで

選択肢2:2月1日から翌年1月31日まで

選択肢3:3月1日から翌年2月末日まで

---

選択肢12:12月1日から翌年11月30日まで

#### (剰余金の配当等)

第23条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年<mark>転記:第22条で選択した事業年度</mark> の末日を設定 の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者(以下「株主 等」という。)

に対して剰余金の配当を行う。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (剰余金の配当の除斥期間)

第24条 剰余金の配当がその支払提供の日から満選択肢:剰余金の配当の排斥期間 を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

ープルダウンメニュー

選択肢 1:3年 選択肢 2:4年

51八双 2 . 4 平

選択肢8:10年

## 第6章 附則

(設立に際して出資される財産の価額)

第25条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金入力:出資金額 万円とする。

## (最初の事業年度)

第26条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から<mark>転記※: 最初の事業年度(平成〇</mark>年〇月〇日) とする。

※転記:年号は定款作成の年号から、日付は第22条の事業年度を利用

## (発起人)

第27条 当会社の発起人の氏名及び住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数 及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

(転記)株式発行数 株

払い込む金銭の額 金入力:払込金額 万円

(取締役)

第28条 当会社の設立時取締役は次のとおりである。

入力:取締役住所(〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号) 入力:取締役名

(代表取締役)

第29条 当会社の設立時代表取締役は次のとおりである。

入力:代表取締役住所(〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号) 入力:代表取締役名

(定款に定めのない事項)

第30条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、(転記) 商号 の設立のため、発起人(転記)発起人名 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

入力:定款作成日(〇年〇月〇日)

発起人 (転記)発起人名

# モデル定款案中の「目的」の記載について(案)

# 1. 基本設計

- 目的については、選択肢および自由記述で構成する。
  - ▶ 基本的に選択肢から選ぶこととしつつ、選択肢にあてはまるものが 無い場合、自由記述にて補完する。

# 2. 選択肢について

- 選択肢については、日本標準産業分類等の既存の整理を活用し、大分類・中分類・小分類等の整理。プルダウンで選べるよう用意する。
- 定款中の目的部分においては、小分類を記載する。
- 社会ニーズの変化に応えるべく、選択肢設定後も、随時更新を想定。

## <例>

大分類	中分類	小分類
情報	情報サービス業	
情報通信業		
1信   業	映像・音声・文字情報制作業	
	•	
小売業	繊維・衣服等卸売業	
	その他卸売業(家具、化粧品、玩具…	

日本標準産業分類等の整理を活用

既存の定款で使用されている 表現や社会ニーズを踏まえ作成

# 3. 自由記述について

● 選択肢にあてはまるものが無い者が使用することを想定。